

## 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告（案）

（平成 29 年 3 月 日）

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）は、平成 26 年 6 月 18 日の中央最低賃金審議会において、現行目安制度の見直しについて付託を受けた後、主として①目安制度の意義、②ランク区分の在り方、③目安審議の在り方、④参考資料の在り方の 4 つの課題について、最低賃金を取り巻く状況の変化も踏まえ、目安制度の原点に立ち返って鋭意検討を重ね、下記のとおり全員協議会報告として取りまとめたので報告する。

### 記

#### 1 目安制度の意義について

##### （1）目安制度の原点に立ち返った検討

目安制度の見直しの検討に当たっては、平成 23 年の全員協議会報告において引き続き検討することとされた事項及び全員協議会で新たに提起された問題・指摘を踏まえ、地方最低賃金審議会会長や有識者からの意見も聴取しながら検討を行い、平成 27 年 5 月に論点の中間整理を行った（別紙 1）。

さらに、その後のランク区分の在り方の検討の過程において、ランク区分が目安制度の運用の基本に関わる部分であり、もう一度原点に立ち返って議論すべきである、また、関係者の理解と信頼を得るべく慎重に検討すべきであるとの意見があったことを踏まえ、目安制度の必要性について、改めて地方最低賃金審議会委員の意見を聴取しつつ、目安制度の原点に立ち返って慎重に検討を積み重ねた。

##### （2）目安制度の必要性について

目安制度については、地方最低賃金審議会委員の意見も踏まえて検討した結果、その運用に当たっての課題が指摘されるものの、最低賃金額の改定について、できるだけ全国的に整合性ある決定が行われるようにすべきであること、また、制度として定着し、地方最低賃金審議会の円滑な審議に重要な役割を果たしていることから、47 都道府県をいくつかのランクに区分した上で目安を提示することの必要性について改めて確認した。

## 2 ランク区分の在り方について

### (1) 指標の見直し

ランク区分については、平成7年の見直しにおいて、賃金動向を始めとする諸指標を総合化した指数（以下「総合指数」という。）を各都道府県の経済実態とみなし、各都道府県の経済実態に基づき各ランクへの振り分けを行うこととし、当該諸指標については、各都道府県の経済実態を示す指標のうち特に最低賃金に関係が深いと考えられるものとして20指標を選定した。

その後の全員協議会（平成12年、平成16年及び平成23年）においては、上記の基本的な考え方を踏襲し、見直しを行ってきた。

今回のランク区分の見直しに当たっては、ランク区分の基礎となる諸指標について、近年の統計調査の新設・改廃の状況も踏まえ、所得・消費に関する指標について都道府県全体の状況を捉えるものとなるようにするとともに、地域の労働者の賃金や企業の賃金支払能力をよりの確に反映するよう、指標の安定性にも配慮しつつ、別紙2のとおり見直しを行った。具体的には、

イ 所得・消費に関する指標としては、

- ・所得を示す代表的なものとして県民所得及び雇用者報酬
- ・消費を示す代表的なものとして世帯支出、消費者物価及び家計最終消費支出の合計5指標とした。

ロ 給与に関する指標としては、主として時間当たり給与（原則として所定内給与）をみることとし、

- ・規模計の給与（資料出所の異なる2指標）
- ・小規模事業所の給与（1指標）
- ・短時間労働者の給与（1指標）
- ・規模計の低賃金層の給与（第1・十分位数）（一般及び短時間労働者の各1指標）
- ・小規模事業所の低賃金層の給与（第1・十分位数）（1指標）
- ・新規高等学校卒業者の初任給（1指標）
- ・地域別最低賃金額

の合計9指標とした。

ハ 企業経営に関する指標としては、

- ・主要産業の生産性を示すものとして、製造業、建設業、卸売業・小売業、飲食サービス業及びサービス業のそれぞれの1事業従事者当たりの付加価値額の合計5指標とした。

上記の指標について、都道府県の経済実態の中期的な変化の的確な把握の必要

性、数値の安定性等に鑑み、別紙3のとおり、これまでの算出方法を踏まえながら、原則として直近の5年間で得られた数値の平均値をとった上で、当該平均値について最大値となる都道府県を100とした指数を算出して単純平均し、東京を100とした総合指数を算出した結果、新しい総合指数は別紙4のとおりとなった。

(2) 新しい総合指数に基づくランク区分及び各都道府県の各ランクへの振り分け  
上記の新しい総合指数の状況を踏まえると、いくつかのランクに区分することが必要である。

ランク数については、47都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、4ランク程度に区分することが妥当であり、各都道府県の各ランクへの振り分けについては、以下の考え方にに基づき、別紙5のとおりとすることが適当である。

イ 総合指数を順番に並べ、指数の差が比較的大きいところに着目する。

ロ 各ランクにおける総合指数の分散度合いをできる限り小さくすることにも留意する。

なお、この総合指数は、全員協議会においてランク区分の見直しのための基礎データとして用いたものであることは、平成12年の全員協議会報告において示されたとおりである。

### 3 目安審議の在り方について

#### (1) 近年の目安審議の評価

近年の目安審議は、①法の原則（最低賃金法第9条に定める地域別最低賃金の原則をいう。）、②目安制度（これまでの全員協議会において合意を得た目安制度の在り方及び賃金改定状況調査等参考資料等を総称する。）を基にするとともに、それらの趣旨や経緯を踏まえ、③時々の事情（時々の目安審議で中央最低賃金審議会目安に関する小委員会が踏まえた事情を総称する。）を総合的に勘案して行われている。

また、「生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」規定が新たに加えられた最低賃金法改正法の施行を受けて、計画的に最低賃金の引上げが行われてきた結果、現行の比較方法において、平成26年度までに全ての都道府県で生活保護と最低賃金の乖離解消が図られたところである。

平成28年度の目安審議では、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）等に配慮した審議が行われるとともに、地方最低賃金審議会に対して、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告の趣旨等について、同小委員長の補足説明が行われた。

これらに対する意見として、目安審議に当たっては、最低賃金の水準が最低賃

金法第1条に規定する法の目的を満たしているかどうかという観点から議論することが必要であり、賃金改定状況調査結果の賃金上昇率に基づく最低賃金の引上げ幅の議論のみではなく、最低賃金のあるべき水準を重視した議論が必要であるとの意見や、地域間格差の縮小に向けて目安を示すことを考えるべきではないかとの意見があった。

他方、近年、目安に占める時々の事情の比重が大きく、数値的な根拠が明確ではなくなっているという点から、目安に対する地方最低賃金審議会の信頼感が失われつつあるのではないかと、との意見があった。また、最低賃金の引上げに伴い影響率が上昇している中、中小企業の経営状況に与える影響を懸念する意見や、最低賃金引上げの影響について配慮すべきとの意見があった。

また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率が低下してきたことについて配慮すべきとの意見があった。

## (2) 今後の目安審議の在り方について

今後の目安審議については、公労使三者が、その真摯な話し合いを通じて、法の原則及び目安制度に基づき、時々の事情を勘案しつつ総合的に行うことが重要である。その際、地方最低賃金審議会に対して目安の合理的な根拠を示すための努力など目安への信頼感を確保するための取組を一層進めていくことが必要である。

また、近年の最低賃金の引上げ状況を踏まえ、最低賃金引上げの影響について、参考資料の見直し等によりこれまで以上に確認していくことが求められる。

さらに、引き続き、利用可能な直近のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認するなど、生活保護に係る施策との整合性に配慮することが適当である。

なお、目安審議に当たっては、真摯な議論により十分審議を尽くすとともに、効率的な審議にも留意すべきである。

## 4 参考資料の在り方について

### (1) 賃金改定状況調査について

賃金改定状況調査については、適切に今日の経済や賃金の状況における実態を把握できているか検討すべきとの意見や、最低賃金近傍の労働者の実態を正確に反映するよう定期的に見直しを行うべきとの意見、業種の追加や配分、調査対象事業所の規模について改めて検討を行うべきであるとの意見があった。

今般の検討の結果、短期間に調査結果の集計が求められるという賃金改定状況調査の性格も考慮すると、調査対象事業所の選定について、当面は現行の方法を維持することが適当である。

## (2) その他参考資料の在り方について

中央及び地方最低賃金審議会の審議に当たっては、最低賃金法第9条に規定されている地域別最低賃金の決定に当たって考慮すべきこととされている、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力に係る各種統計資料を収集・整備してきたところである。

これに対して、地方最低賃金審議会委員の意見聴取の結果も踏まえ、各種統計資料の棚卸しを行い、真に必要な資料を取捨選択すべきとの意見があった。また、地方最低賃金審議会の自主性を発揮できるよう参考資料の見直しを行うべきとの意見もあった。

参考資料については、経済社会状況の変化等も踏まえ、各種統計資料の取捨選択を行うとともに、下記(3)の最低賃金引上げの影響に係る資料を充実するなど、引き続き見直しについて検討することが必要である。

## (3) 最低賃金引上げが及ぼす影響の検討について

最低賃金引上げが及ぼす影響については、新たに参考資料を追加することも含め、その影響をどのように評価するかに関して様々な意見があったが、中央最低賃金審議会として、例えば都道府県別の影響率や雇用者数の動向に関する資料など広く様々な統計資料等を注視しながら、当該影響について継続的に検討していくことが必要である。

## 5 今後の見直しについて

目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当であるとされているところである。次回の目安制度の在り方に関する見直しの際には、ランク区分については、平成7年の全員協議会報告に復して5年ごとに見直しを行い、平成34年度(2022年度)以後は当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である。

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会  
論点の中間整理

平成 27 年 5 月 25 日

本全員協議会は、平成 26 年 6 月の中央最低賃金審議会において現行目安制度の見直しについて付託を受け、その後 9 回にわたって検討を行ってきた。その過程で議論してきた内容は、いずれも最低賃金制度の運用の基本に関わる問題である。平成 27 年度の目安審議が開始される前にこれまでの議論の経過と当面の論点について、下記のとおり中間的に取りまとめる。

記

1. 検討の経緯

- 目安制度の在り方については、平成 7 年 4 月 28 日の中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告において、おおむね 5 年ごとに見直しを行うことが適当とされ、これを受けて、平成 12 年、平成 16 年、平成 23 年に報告が行われてきたところである。
- 平成 23 年の全員協議会報告においては、(1) ランク設定のあり方について、(2) 賃金改定状況調査等参考資料のあり方について、(3) 生活保護と最低賃金との乖離解消方法について、(4) 次期のランク区分の見直しについて、引き続き検討することが必要とされた。
- 今回の全員協議会では、これらの残された検討課題に加え、最低賃金の在り方という根本的な視点に立ち戻って目安制度について検討することが必要である、近年の目安審議を振り返り、「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力」という最低賃金法第 9 条第 2 項に規定される三つの考慮要素をどのように総合勘案すべきか検討することが必要であるという問題提起がなされた。

- また、近年の目安審議において、賃金改定状況調査結果の賃金上昇率（第4表）を大きく上回る引上げ率となっていることについて、地方最低賃金審議会に対して目安の根拠を十分に示すことができていないのではないか、との指摘もなされた。
- これらを踏まえ、これまで9回にわたり、①最低賃金の在り方、②法第9条第2項の三原則の在り方、③目安審議の在り方、④地方最低賃金審議会との関係の在り方、⑤目安審議における参考資料の5項目について、検討を行ってきたところである。

## 2. 議論の経過

### (1) 最低賃金の在り方について

- 最低賃金法第1条は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図ることを最低賃金制の第一義的目的として定め、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保という社会政策、労働政策、経済政策等の各分野において効果を上げることが第二義的目的とし、国民経済の健全な発展に寄与することを究極的な目的として掲げている。
- これに加え、最低賃金法と立法精神を同じくする労働基準法第1条は、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としている。
- 最低賃金の決定に当たっては、現在の最低賃金額の水準を所与のものとして賃金改定状況調査等に基づく引上げ幅の議論のみを行うのではなく、上記のような最低賃金の在り方、目的を踏まえた、ワークペイとしての一定の水準を念頭に置きながら、目安審議を行うべきであるとの意見があった。
- 他方、最低賃金の決定は、本来、労使が自主的に対等の立場で話し合いにより決定すべき賃金について、国家が強制力をもって介入するものであり、個

別企業の労働条件の交渉と自ずと性質が異なることから、その最低基準としての性格を踏まえて議論するべきとの意見があった。

- さらに、最低賃金の在り方を検討するに当たっては、産業構造や就業構造の変化を踏まえつつ、また、最低賃金近傍の賃金水準の労働者の属性を明らかにし、それらの者が最低賃金の引上げによってどのような影響を受けているのか、実態に即して議論すべきという意見があった。

## (2) 法第9条第2項の三原則の在り方

- 最低賃金法第9条第2項は、地域別最低賃金は地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して決定されるべきことを規定している。この三つは、最低賃金の決定にあたっていずれも考慮されるべき重要な要素であって、いずれかに重点を置くことなく、三つの観点から総合勘案して最低賃金を決定すべきものである。
- 諸外国においても、国内慣行及び国内事情による幅はあるものの、生計費等の労働者の必要、使用者の支払能力や経済開発上の要請、雇用等の経済的要素、類似の労働に対する賃金又は関連する給与所得者や他の社会的集団の相対的な生活水準といった要素が考慮されている。
- 平成19年の法改正では、法第9条第3項に当該労働者の生計費を考慮するに当たっては生活保護に係る施策との整合性に配慮することが規定された。これを踏まえ、生活保護水準と最低賃金との乖離については、毎年度の地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解において示される考え方のもと、地方最低賃金審議会において審議されてきた結果、平成26年度の最低賃金額改定において、法改正後初めてすべての都道府県において解消したところである。
- 三原則の在り方に関しては、目安審議においてこの三原則を総合的に勘案するに当たり、労使間で解釈に相違がある部分について、共通認識を整理すべきであるとの意見があった。特に、労働者の賃金は賃金水準そのものを指



すのであって、当該労働者の賃金上昇率を指すものではないのではないか、という意見があった。

- 他方、企業の支払能力の観点から見た場合、あるべき賃金水準は同業種、同業態の類似の労働者をその時々雇用することのできる賃金であって、最低賃金としてあるべき水準を示すことは適切ではないという意見があった。
- さらに、生活保護水準と最低賃金額を比較するに当たっての具体的な算定方法については、平成 23 年報告を踏まえ、引き続き検討する必要があるとの意見があった。

### (3) 目安審議の在り方について

- 現行の目安の審議は、①法第 9 条第 2 項の三原則、②これまでの全員協議会において合意を得た目安制度の在り方や賃金改定状況調査等参考資料等からなる目安制度を基にするとともに、それらの趣旨や経緯を踏まえ、③時々々の目安の審議で中央最低賃金審議会目安に関する小委員会が踏まえた事情を総合的に勘案して行われている。
- とりわけ、目安の審議に当たっては、賃金改定状況調査、なかんずく同調査による賃金上昇率（第 4 表）を重要な参考資料としてきており、平成 7 年度から平成 17 年度までの目安審議では、各ランクに振り分けられた都道府県の地域別最低賃金額の単純平均値に各ランク同率の引上げ率を乗じた額を各ランクの目安額の算定の基準としていた。
- このような賃金改定状況調査の位置付けについては、平成 12 年 3 月の全員協議会報告において、当該調査結果を重要な参考資料としつつも、これまで以上にその時々々の状況を的確に把握の上、総合的に勘案して目安を審議し、決定していくことが求められる、とされ、平成 23 年の報告においてもこのような目安審議の在り方の重要性については、改めて確認するという合意がなされたところである。
- 近年の目安の審議では、目安に占める「時々々の事情」の比重が大きく、賃金改定状況調査結果の賃金上昇率（第 4 表）を大幅に上回る引上げ率の目安

となるが続いている。そのため、これらの引上げ率の数値的な根拠が明確ではなくなっており、「時々の事情」に代わる考慮要素を示すべきではないかという意見があった。

- 他方、円卓合意以降は、賃金改定状況調査結果の賃金上昇率（第4表）のみではなく最低賃金水準はどうあるべきかという視点を強めて議論を行ってきていると考えており、円卓合意、雇用戦略対話合意、平成19年法改正の経過を尊重し「時々の事情」を加味してきているということを地方最低賃金審議会に対して丁寧に説明する必要がある、との意見があった。
- さらに、その時々の情勢を引き受けて議論していかなければならず、また、過去のデータだけでなく先行きも考慮すべきときもあるから、合理的な根拠が示せない場合もあるのではないか、との意見があった。
- 都道府県最低賃金については、都道府県内の都市部と周辺地域の格差や、企業間の規模の格差、業態間の格差、エリア間の格差を踏まえて、経済状況が厳しい業種等についての現状把握・分析をした上で、そこに目線を合わせて目安審議を行うべき、とする意見がある一方、周辺地域から都市部への人口・労働力移動の影響を考えて検討するべきという意見があった。
- ランク設定の在り方については、平成23年の全員協議会において、ランク制度が採用された昭和53年から今日まで、全国的な整合性の確保にどのように寄与してきたのかという観点等からの検証と評価がなされるべきとの意見があった。また、長年労使が真摯な話し合いを基に積み上げてきた経緯を十分に踏まえた上で、ランク制度のメリット・デメリットを十分に洗い出しながら慎重に検討していくべきとの意見があった。さらに、その際に議論が尽くされなかった点や、最低賃金法改正法の施行をはじめとする目安制度を取り巻く近年の状況の変化等も踏まえ、引き続き検討することが必要とされている。

- これらの点に加えて、平成 17 年度まで、目安額の算定において各ランク同率の引上げ率となるようにしており、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率がほぼ一定に保たれてきたが、平成 18 年度以降は生活保護水準との整合性への配慮等から上位ランクを多く引き上げてきた結果、最高額に対する最低額の比率が下がってきている点が指摘され、目安の出し方、ランク区分の設定の在り方と合わせて議論すべきではないかという意見があった。
- また、何のためにランクを設定するのか、ランク設定に当たって用いる経済指標の在り方等についても議論すべきという意見があった。
- 目安の示し方については、昭和 56 年以降、公労使三者の合意ではなく、公益委員見解として目安が示されてきているところであるが、本来であれば、公労使合意した見解を目安として示すことが望ましいという意見があった。これについては、公労使の見解が完全に一致しない場合であっても、公益委員見解として目安を示すことに労使とも反対しないという現実的な解決方策であるという指摘があった。
- 目安審議の時期について、10 月中の発効を目指して行われているが、企業の経営計画を考え、4 月 1 日に発効できうる目安審議時期を検討すべきとの意見があった。これに対し、現行の参考資料に基づく事実をベースとした審議の方法では、改定時期が後ろ倒しになることから反対であるとの意見があった。ただし、最低賃金の引上げが一定の水準を達成することを念頭に行われる場合は異なった考え方を取ることも可能であることから、目安審議の在り方と合わせて検討すべき課題であるという意見があった。

#### (4) 地方最低賃金審議会との関係の在り方

- 目安制度における中央最低賃金審議会と地方最低賃金審議会との関係については、昭和 52 年 12 月の中央最低賃金審議会答申「今後の最低賃金制のあり方について」において、都道府県ごとの地方最低賃金審議会において、最低賃金を審議決定することを原則とする現行の決定方式は、全国的な整合性

を常に確保する保障に欠けるおそれがあることから、中央最低賃金審議会の指導性を強化し、(1) 最低賃金額の決定の前提となる基本的事項について、できるだけ全国的に統一的な処理が行われるよう、中央最低賃金審議会がその考え方を整理し、これを地方最低賃金審議会に提示すること、(2) 最低賃金額の改定については、できるだけ全国的に整合性ある決定が行われるよう、中央最低賃金審議会は、毎年、47 都道府県を数等のランクに分け、最低賃金額の改定についての目安を提示することとされた。それ以来、現在まで、目安制度は、経済社会情勢等の変化に対応しつつ必要な見直しを行うことにより、地方最低賃金審議会が地域別最低賃金額を改定する際の重要な参考資料である目安を提示する制度として定着している。

- これに対し、目安に占める「時々の事情」の比重が大きく、数値的な根拠が明確ではなくなっている、という点から、地方最低賃金審議会から中央最低賃金審議会への信頼感が失われつつあるのではないか、この際、目安制度以前のように、目安を示さずに地方で最低賃金の決定を行った後に、中央で事後的な検証のみ行ってはどうか、或いは、地方での審議に資する参考資料だけを示してはどうか、といった意見があった。
- 5 道府県の地方最低賃金審議会の会長からのヒアリングにおいて、ランク設定に当たって用いる経済指標が適切かとの意見やランク区分を根本的に検討すべきとの意見があった。

また、目安は地方最低賃金審議会における議論に必要であるものの、根拠がわかりにくい、目安審議で考慮したことを説明してほしい等の意見が多かった。

#### (5) 目安審議における参考資料について

- 目安の審議に当たっては、賃金改定状況調査、なかんずく同調査による賃金上昇率（第 4 表）を重要な参考資料としてきた。平成 12 年 3 月の全員協議会報告においては、今後とも、同調査を重要な参考資料とする取扱いを基本とすべきとしつつ、経済のグローバル化による競争の激化、右肩上がりの

経済から低成長経済への移行など構造的な変化の影響があらわれていることから、これまで以上に、その時々状況を的確に把握の上、総合的に勘案して目安を審議し、決定していくことが求められるとしている。

- この点について、賃金改定状況調査が開始された昭和 50 年代は、経済成長下で引き上げられる賃金の状況を把握してきたが、今日の経済や賃金の状況において、適切に実態を把握できているか検討すべきという意見があった。
- また、賃金改定状況調査はこれまでたびたび見直されてきたが、最低賃金近傍の労働者の実態を正確に反映するよう、定期的に見直しを行うべきという意見や、業種の追加や配分、調査対象事業所の規模についても改めて検討を行うべきであるという意見があった。

### 3. 当面の論点

上記 2 のとおり、これまで目安制度に関する 5 項目に関して様々な点から検討を行ってきたところである。その中で、地方最低賃金審議会会長からのヒアリングにおいて述べられた意見も踏まえ、平成 28 年度以降の目安審議に向けて早期に検討を行うべき論点として、当面、以下について優先的に議論を行っていくこととする。これらの検討を行うに当たっては、最低賃金近傍の賃金水準の労働者の属性を明らかにし、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者」の実態も考慮して議論する必要がある。

- 平成 23 年の全員協議会報告において「平成 28 年度以後の目安の審議において新しいランク区分を用いることが適当である」とされている、次期のランク区分の見直しについては、ランク区分の設定の在り方に関する意見、ランク設定に当たって用いる経済指標の在り方等についても議論すべきという意見があったことから、優先的に議論を進め、平成 28 年度の目安審議に備えることとする。

- 最低賃金の在り方、目的を踏まえた一定の水準等については引き続き議論していく必要があるものの、当面は、最低賃金の機能が適切に発揮できるような具体策を検討する必要がある。また、ここ数年の目安について「時々の事情」の比重が大きく、数値的な根拠が明確ではなくなっているのではないかという意見や、地方最低賃金審議会会長から表明された意見に対応するため、目安への信頼感を十分に確保する方策について早期に議論していく必要がある。これらの観点を踏まえ、目安審議における参考資料の在り方について、優先的に議論を進めることとする。

## ランク区分の見直しの基礎とした指標

## I 所得・消費関係

- ① 1人当たりの県民所得  
「県民経済計算年報」内閣府（平成 21～25 年）
- ② 雇業者 1人当たりの雇業者報酬  
「県民経済計算年報」内閣府（平成 21～25 年）
- ③ 1世帯 1月当たりの消費支出（単身世帯）  
「全国消費実態調査」総務省（平成 26 年）
- ④ 消費者物価地域差指数  
「小売物価統計調査」総務省（平成 25～27 年）
- ⑤ 1人当たり家計最終消費支出  
「県民経済計算年報」内閣府（平成 21～25 年）

## II 給与関係

- ⑥ 1人 1時間当たり所定内給与額（5人以上）  
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成 23～27 年）
- ⑦ 常用労働者 1人 1時間当たり所定内給与額（5人以上）  
「毎月勤労統計調査 — 地方調査」厚生労働省（平成 22～26 年）
- ⑧ 常用労働者 1人 1時間当たり所定内給与額（中位数）（1～29人（製造業 99人））  
「最低賃金に関する基礎調査」厚生労働省（平成 24～28 年）
- ⑨ 短時間労働者 1人 1時間当たり所定内給与額（5人以上）  
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成 23～27 年）
- ⑩ 1人 1時間当たり所定内給与における第 1・十分位数（5人以上）  
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成 23～27 年）

- ⑪ 短時間労働者 1 人 1 時間当たり所定内給与における第 1・十分位数（5 人以上）  
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成 23～27 年）
- ⑫ 常用労働者 1 人 1 時間当たり所定内給与における第 1・十分位数（1～29 人（製造業 99 人））  
「最低賃金に関する基礎調査」厚生労働省（平成 24～28 年）
- ⑬ 新規高校学卒者の初任給（10 人以上）  
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成 23～27 年）
- ⑭ 地域別最低賃金額  
厚生労働省（平成 24～28 年）

### Ⅲ 企業経営関係

- ⑮ 1 事業従事者当たり付加価値額（製造業）  
「経済センサスー活動調査」総務省（平成 24 年）
- ⑯ 1 事業従事者当たり付加価値額（建設業）  
「経済センサスー活動調査」総務省（平成 24 年）
- ⑰ 1 事業従事者当たり付加価値額（卸売業，小売業）  
「経済センサスー活動調査」総務省（平成 24 年）
- ⑱ 1 事業従事者当たり付加価値額（飲食サービス業）  
「経済センサスー活動調査」総務省（平成 24 年）
- ⑲ 1 事業従事者当たり付加価値額（サービス業）  
「経済センサスー活動調査」総務省（平成 24 年）



## 企業経営関係指標の産業の範囲について

### ⑮製造業

○産業大分類「製造業」

### ⑯建設業

○産業大分類「建設業」

### ⑰卸売業，小売業

○産業大分類「卸売業，小売業」

### ⑱飲食サービス業

○産業大分類「宿泊業，飲食サービス業」のうち、「宿泊業」以外

### ⑲サービス業

○「サービス業基本統計調査」の対象産業の範囲と可能な限り同範囲となるよう経済センサス活動調査における産業分類により集計

具体的な産業の範囲は以下のとおり

- (1) 産業大分類「サービス業（他に分類されないもの）」のうち  
「廃棄物処理業」 「自動車整備業」 「機械等修理業」  
「職業紹介・労働者派遣業」 「その他の事業サービス業」  
「その他のサービス業」
- (2) 産業大分類「学術研究，専門・技術サービス業」
- (3) 産業大分類「生活関連サービス業，娯楽業」
- (4) 産業大分類「不動産業，物品賃貸業」のうち  
「不動産賃貸業・管理業」 「物品賃貸業」
- (5) 産業大分類「医療，福祉」のうち  
「保健衛生」 「社会保険・社会福祉・介護事業」
- (6) 産業大分類「教育，学習支援業」のうち「その他の教育，学習支援業」
- (7) 産業大分類「宿泊業，飲食サービス業」のうち「宿泊業」
- (8) 産業大分類「複合サービス事業」のうち「協同組合（他に分類されないもの）」

## ランク区分の見直しの基礎とした諸指標の状況

都道府県	①1人当たりの県民所得 (平成21～25年)		②雇業者1人当たりの雇 用者報酬 (平成21～25年)		③1世帯1月当たりの消 費支出(単身世帯)(平成 26年)		④消費者物価地域差指 数(平成25～27年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東 京	4,449,222	100.0	6,325,990	100.0	213,735	100.0	104.8	100.0
神 奈 川	2,925,636	65.8	5,018,081	79.3	173,028	81.0	103.7	98.9
大 阪	2,952,099	66.4	5,266,436	83.3	143,522	67.1	100.3	95.7
愛 知	3,294,318	74.0	4,559,388	72.1	181,406	84.9	98.7	94.1
埼 玉	2,796,195	62.8	4,640,217	73.4	173,042	81.0	101.4	96.7
千 葉	2,891,794	65.0	4,621,544	73.1	172,233	80.6	99.6	95.0
京 都	2,929,511	65.8	4,556,044	72.0	170,164	79.6	100.8	96.2
兵 庫	2,706,202	60.8	4,604,046	72.8	171,311	80.2	100.9	96.2
静 岡	3,184,237	71.6	4,298,036	67.9	171,936	80.4	98.0	93.5
滋 賀	3,177,669	71.4	4,263,633	67.4	153,706	71.9	99.3	94.8
茨 城	3,034,168	68.2	4,521,194	71.5	156,650	73.3	98.3	93.7
栃 木	3,018,923	67.9	4,733,546	74.8	154,681	72.4	98.8	94.3
広 島	2,966,202	66.7	4,329,443	68.4	158,834	74.3	98.5	94.0
長 野	2,615,828	58.8	4,543,401	71.8	190,078	88.9	97.1	92.7
富 山	3,033,070	68.2	4,124,754	65.2	179,359	83.9	97.9	93.4
三 重	2,931,578	65.9	4,440,479	70.2	150,489	70.4	98.3	93.8
山 梨	2,785,305	62.6	4,502,475	71.2	155,868	72.9	98.3	93.8
群 馬	2,873,646	64.6	4,267,600	67.5	167,926	78.6	96.8	92.3
岡 山	2,687,716	60.4	4,288,054	67.8	157,243	73.6	98.6	94.1
石 川	2,842,496	63.9	4,078,946	64.5	180,370	84.4	99.8	95.2
香 川	2,779,498	62.5	4,452,137	70.4	164,853	77.1	98.1	93.6
奈 良	2,456,704	55.2	4,844,206	76.6	161,117	75.4	97.4	92.9
宮 城	2,592,342	58.3	4,290,483	67.8	160,501	75.1	98.2	93.6
福 岡	2,773,773	62.3	4,455,285	70.4	159,320	74.5	97.3	92.8
山 口	2,951,358	66.3	4,398,552	69.5	170,507	79.8	98.4	93.8
岐 阜	2,664,300	59.9	4,116,398	65.1	176,883	82.8	97.0	92.5
福 井	2,814,920	63.3	4,106,939	64.9	166,207	77.8	99.7	95.1
和 歌 山	2,661,860	59.8	4,006,123	63.3	133,666	62.5	100.0	95.4
北 海 道	2,473,079	55.6	4,315,116	68.2	151,979	71.1	99.1	94.5
新 潟	2,657,921	59.7	4,082,772	64.5	149,051	69.7	98.4	93.9
徳 島	2,731,967	61.4	4,173,624	66.0	152,804	71.5	98.5	94.0
福 島	2,538,743	57.1	4,159,838	65.8	158,541	74.2	99.7	95.1
大 分	2,460,640	55.3	4,093,654	64.7	158,667	74.2	97.5	93.0
山 形	2,424,529	54.5	3,930,871	62.1	161,977	75.8	100.7	96.1
愛 媛	2,511,955	56.5	3,931,339	62.1	127,779	59.8	97.9	93.4
島 根	2,339,180	52.6	3,760,228	59.4	156,926	73.4	99.8	95.2
鳥 取	2,277,351	51.2	3,698,994	58.5	167,319	78.3	98.3	93.8
熊 本	2,366,116	53.2	3,943,996	62.3	144,622	67.7	98.2	93.6
長 崎	2,359,034	53.0	3,836,475	60.6	145,200	67.9	99.3	94.8
高 知	2,302,868	51.8	4,412,863	69.8	132,959	62.2	99.1	94.5
岩 手	2,432,248	54.7	3,935,461	62.2	144,459	67.6	98.4	93.9
鹿 児 島	2,368,183	53.2	3,877,423	61.3	151,052	70.7	97.2	92.8
佐 賀	2,449,827	55.1	3,253,514	51.4	144,284	67.5	97.1	92.6
青 森	2,359,028	53.0	3,801,054	60.1	146,357	68.5	98.7	94.2
秋 田	2,345,513	52.7	3,461,507	54.7	148,299	69.4	98.1	93.6
宮 崎	2,276,772	51.2	3,733,120	59.0	152,484	71.3	96.1	91.7
沖 縄	2,037,371	45.8	3,518,843	55.6	125,530	58.7	98.3	93.7

資料出所 ①内閣府「県民経済計算年報」  
 ②内閣府「県民経済計算年報」  
 ③総務省「全国消費実態調査」  
 ④総務省「小売物価統計調査」

都道府県	⑤1人当たり家計最終消費支出(平成21～25年)		⑥1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成23～27年)		⑦常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成22～平成26年)		⑧常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(中位数)(1～29人(製造業99人))(平成24～28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	2,857,937	100.0	2,328	100.0	2,288	100.0	1,319	100.0
神奈川	2,499,436	87.5	2,031	87.3	1,948	85.2	1,123	85.2
大阪	2,128,460	74.5	1,924	82.7	1,924	84.1	1,155	87.6
愛知	2,342,502	82.0	1,891	81.3	1,843	80.6	1,181	89.5
埼玉	2,306,459	80.7	1,772	76.1	1,732	75.7	1,211	91.8
千葉	2,354,032	82.4	1,808	77.7	1,751	76.5	1,131	85.7
京都	2,270,913	79.5	1,828	78.5	1,726	75.4	1,065	80.7
兵庫	1,942,516	68.0	1,796	77.2	1,730	75.6	1,074	81.4
静岡	2,183,492	76.4	1,729	74.3	1,731	75.6	1,045	79.2
滋賀	2,104,342	73.6	1,786	76.7	1,735	75.8	1,048	79.4
茨城	2,048,247	71.7	1,780	76.5	1,715	75.0	1,066	80.8
栃木	2,134,907	74.7	1,722	74.0	1,701	74.4	1,064	80.7
広島	2,143,520	75.0	1,688	72.5	1,689	73.8	1,037	78.6
長野	2,157,166	75.5	1,648	70.8	1,642	71.8	1,182	89.6
富山	2,209,651	77.3	1,618	69.5	1,628	71.2	1,075	81.5
三重	2,086,160	73.0	1,752	75.3	1,744	76.2	1,014	76.9
山梨	2,084,956	73.0	1,668	71.6	1,638	71.6	967	73.3
群馬	2,089,277	73.1	1,668	71.7	1,658	72.5	1,074	81.4
岡山	2,098,516	73.4	1,655	71.1	1,658	72.5	1,022	77.5
石川	2,205,278	77.2	1,598	68.6	1,615	70.6	1,070	81.1
香川	2,232,897	78.1	1,607	69.1	1,647	72.0	1,052	79.8
奈良	1,828,683	64.0	1,731	74.4	1,665	72.8	1,049	79.5
宮城	2,111,061	73.9	1,649	70.8	1,646	71.9	984	74.6
福岡	2,064,112	72.2	1,649	70.8	1,666	72.8	993	75.3
山口	2,111,744	73.9	1,578	67.8	1,637	71.5	991	75.1
岐阜	1,889,966	66.1	1,620	69.6	1,615	70.6	1,031	78.1
福井	2,015,724	70.5	1,586	68.1	1,586	69.3	1,029	78.0
和歌山	2,087,646	73.0	1,612	69.3	1,630	71.3	983	74.5
北海道	2,087,330	73.0	1,548	66.5	1,557	68.1	1,024	77.7
新潟	2,164,307	75.7	1,538	66.1	1,578	69.0	1,020	77.3
徳島	2,030,615	71.1	1,582	68.0	1,587	69.4	1,018	77.2
福島	1,881,262	65.8	1,542	66.3	1,567	68.5	989	75.0
大分	2,105,271	73.7	1,479	63.5	1,467	64.1	931	70.6
山形	1,895,665	66.3	1,421	61.0	1,495	65.3	965	73.1
愛媛	1,925,286	67.4	1,528	65.6	1,500	65.6	941	71.3
島根	1,782,861	62.4	1,472	63.2	1,541	67.3	958	72.6
鳥取	1,910,973	66.9	1,456	62.6	1,475	64.5	945	71.7
熊本	1,924,637	67.3	1,496	64.3	1,509	65.9	921	69.8
長崎	1,951,240	68.3	1,449	62.3	1,438	62.8	896	67.9
高知	2,039,181	71.4	1,489	64.0	1,570	68.6	948	71.9
岩手	1,942,054	68.0	1,381	59.3	1,461	63.9	921	69.8
鹿児島	2,017,592	70.6	1,468	63.1	1,430	62.5	898	68.1
佐賀	1,609,530	56.3	1,422	61.1	1,437	62.8	941	71.3
青森	1,916,873	67.1	1,357	58.3	1,408	61.5	889	67.4
秋田	2,048,475	71.7	1,401	60.2	1,435	62.7	897	68.0
宮崎	1,885,349	66.0	1,391	59.8	1,394	60.9	920	69.7
沖縄	1,554,114	54.4	1,362	58.5	1,377	60.2	875	66.4

資料出所 ⑤内閣府「県民経済計算年報」  
⑥厚生労働省「賃金構造基本統計調査」  
⑦厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」  
⑧厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑨短時間労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成23～27年)		⑩1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成23～27年)		⑪短時間労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成23～27年)		⑫常用労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(1～29人(製造業99人))(平成24～28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	1,218	100.0	1,184	100.0	869	100.0	898	100.0
神奈川	1,126	92.5	1,086	91.7	856	98.4	872	97.1
大阪	1,088	89.3	1,023	86.4	809	93.0	828	92.2
愛知	1,068	87.7	1,036	87.5	799	91.9	812	90.4
埼玉	1,033	84.8	994	84.0	801	92.2	828	92.2
千葉	1,085	89.1	1,002	84.6	807	92.8	817	91.0
京都	1,065	87.5	961	81.1	783	90.1	794	88.5
兵庫	1,052	86.4	983	83.0	777	89.4	790	88.0
静岡	1,014	83.3	966	81.6	775	89.1	798	88.9
滋賀	1,009	82.9	991	83.7	760	87.5	780	86.9
茨城	1,034	84.9	955	80.7	757	87.0	775	86.3
栃木	979	80.4	937	79.1	751	86.4	784	87.3
広島	1,011	83.0	938	79.2	752	86.5	766	85.3
長野	1,011	83.0	932	78.7	757	87.1	792	88.2
富山	1,008	82.8	939	79.3	744	85.6	776	86.4
三重	1,014	83.3	950	80.2	769	88.5	778	86.7
山梨	994	81.6	927	78.3	763	87.8	778	86.7
群馬	1,001	82.2	927	78.3	755	86.8	773	86.1
岡山	1,001	82.2	929	78.4	733	84.3	749	83.5
石川	992	81.5	911	77.0	743	85.5	774	86.2
香川	980	80.5	908	76.7	748	86.0	762	84.9
奈良	1,041	85.5	927	78.3	746	85.8	758	84.4
宮城	962	79.0	877	74.1	712	81.9	716	79.8
福岡	940	77.2	882	74.5	713	82.1	728	81.1
山口	947	77.8	880	74.3	710	81.6	722	80.4
岐阜	989	81.2	920	77.7	759	87.3	760	84.7
福井	988	81.1	887	74.9	739	85.0	757	84.3
和歌山	970	79.6	889	75.1	726	83.5	733	81.7
北海道	935	76.8	835	70.5	720	82.9	738	82.2
新潟	956	78.5	885	74.7	719	82.7	746	83.1
徳島	984	80.8	876	74.0	712	81.8	727	81.0
福島	936	76.8	854	72.1	691	79.5	719	80.1
大分	959	78.7	837	70.7	669	76.9	691	77.0
山形	911	74.8	819	69.2	693	79.7	714	79.5
愛媛	923	75.8	846	71.5	695	79.9	710	79.1
島根	948	77.9	852	72.0	705	81.1	718	80.0
鳥取	942	77.3	840	71.0	707	81.3	718	80.0
熊本	884	72.6	812	68.6	669	76.9	692	77.1
長崎	898	73.8	785	66.3	671	77.2	682	76.0
高知	930	76.3	815	68.9	682	78.5	705	78.5
岩手	875	71.8	790	66.7	669	76.9	689	76.8
鹿児島	893	73.3	796	67.2	669	76.9	683	76.1
佐賀	898	73.7	806	68.1	681	78.4	700	77.9
青森	856	70.3	762	64.3	663	76.2	674	75.1
秋田	870	71.5	778	65.7	670	77.0	687	76.5
宮崎	887	72.9	778	65.7	667	76.7	688	76.6
沖縄	850	69.8	752	63.5	661	76.0	675	75.2

- 資料出所 ⑨厚生労働省「賃金構造基本統計調査」  
 ⑩厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」  
 ⑪厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」  
 ⑫厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑬新規高校卒者の初任給(10人以上)(平成23～27年) (神奈川=100)		⑭地域別最低賃金額(平成24年～28年)		⑮1事業従事者当たり付加価値額(製造業)(平成24年)		⑯1事業従事者当たり付加価値額(建設業)(平成24年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	167,840	99.2	889	100.0	6,472,624	89.6	6,314,848	100.0
神奈川	169,160	100.0	888	99.8	6,965,598	96.4	4,933,847	78.1
大阪	165,780	98.0	840	94.4	6,259,802	86.6	5,555,778	88.0
愛知	164,440	97.2	801	90.0	5,067,840	70.1	4,859,729	77.0
埼玉	163,980	96.9	805	90.5	5,430,859	75.1	4,578,605	72.5
千葉	163,820	96.8	798	89.7	5,301,544	73.4	4,442,214	70.3
京都	160,700	95.0	792	89.0	5,271,658	72.9	4,581,754	72.6
兵庫	162,240	95.9	780	87.7	5,765,108	79.8	4,759,387	75.4
静岡	162,260	95.9	768	86.3	5,462,608	75.6	4,396,051	69.6
滋賀	160,840	95.1	749	84.2	6,977,003	96.5	4,258,619	67.4
茨城	158,880	93.9	732	82.3	6,197,921	85.8	3,981,660	63.1
栃木	158,460	93.7	736	82.8	5,718,414	79.1	4,254,927	67.4
広島	159,840	94.5	753	84.7	5,542,563	76.7	4,393,281	69.6
長野	158,180	93.5	731	82.3	4,968,578	68.8	3,780,411	59.9
富山	159,320	94.2	731	82.2	5,166,283	71.5	4,243,346	67.2
三重	161,820	95.7	756	85.0	5,212,146	72.1	4,104,840	65.0
山梨	160,700	95.0	724	81.4	7,226,749	100.0	4,067,523	64.4
群馬	159,260	94.1	724	81.4	5,607,149	77.6	3,958,866	62.7
岡山	157,500	93.1	721	81.1	6,387,433	88.4	3,922,749	62.1
石川	156,960	92.8	721	81.1	5,112,066	70.7	4,173,936	66.1
香川	157,960	93.4	705	79.2	5,124,350	70.9	4,370,191	69.2
奈良	158,760	93.9	727	81.8	4,732,145	65.5	5,229,215	82.8
宮城	152,720	90.3	713	80.2	4,748,494	65.7	4,520,016	71.6
福岡	153,520	90.8	730	82.1	4,867,601	67.4	4,371,370	69.2
山口	153,400	90.7	718	80.7	7,141,531	98.8	3,748,491	59.4
岐阜	159,600	94.3	741	83.3	5,306,464	73.4	3,962,579	62.8
福井	156,360	92.4	719	80.8	5,104,929	70.6	4,142,661	65.6
和歌山	155,240	91.8	718	80.7	6,207,960	85.9	4,647,721	73.6
北海道	148,020	87.5	750	84.4	4,719,837	65.3	3,936,219	62.3
新潟	152,800	90.3	718	80.7	4,479,190	62.0	3,860,521	61.1
徳島	153,180	90.6	682	76.7	5,978,512	82.7	3,297,587	52.2
福島	149,920	88.6	692	77.8	4,572,919	63.3	3,558,430	56.4
大分	148,840	88.0	681	76.5	5,333,254	73.8	3,524,343	55.8
山形	145,480	86.0	682	76.7	4,400,755	60.9	3,477,296	55.1
愛媛	151,880	89.8	683	76.8	5,544,946	76.7	3,763,174	59.6
島根	149,400	88.3	682	76.7	3,935,847	54.5	3,598,481	57.0
鳥取	146,760	86.8	680	76.5	3,972,906	55.0	3,580,780	56.7
熊本	146,740	86.7	681	76.5	4,778,137	66.1	3,404,722	53.9
長崎	142,220	84.1	681	76.5	5,088,586	70.4	3,385,281	53.6
高知	145,660	86.1	680	76.5	3,555,665	49.2	3,267,453	51.7
岩手	142,180	84.1	681	76.6	4,448,974	61.6	3,131,445	49.6
鹿児島	143,220	84.7	681	76.6	4,313,510	59.7	3,322,803	52.6
佐賀	144,720	85.6	681	76.6	5,033,185	69.6	3,341,499	52.9
青森	139,360	82.4	682	76.7	4,406,077	61.0	3,141,930	49.8
秋田	140,660	83.2	682	76.7	3,439,531	47.6	3,209,255	50.8
宮崎	143,500	84.8	680	76.5	3,992,743	55.2	3,270,520	51.8
沖縄	132,760	78.5	680	76.5	3,042,329	42.1	3,473,321	55.0

資料出所 ⑬厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

⑭厚生労働省調べ

⑮総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

⑯総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

都道府県	⑰-a 1事業従事者当たり付加価値額(卸売業)(平成24年)		⑰-b 1事業従事者当たり付加価値額(小売業)(平成24年)		⑰平均	⑱1事業従事者当たり付加価値額(飲食サービス業)(平成24年)		⑲1事業従事者当たり付加価値額(サービス業)(平成24年)	
	原数値	指数	原数値	指数	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京都	10,173,229	100.0	4,288,500	100.0	100.0	2,038,094	100.0	7,827,435	100.0
神奈川県	7,612,069	74.8	3,385,456	78.9	76.9	1,751,479	85.9	4,550,789	58.1
大阪府	8,529,074	83.8	3,377,494	78.8	81.3	1,763,829	86.5	4,034,357	51.5
愛知県	7,981,228	78.5	3,441,335	80.2	79.3	1,674,757	82.2	4,152,997	53.1
埼玉県	7,680,058	75.5	3,543,250	82.6	79.1	1,703,794	83.6	3,618,388	46.2
千葉県	7,332,244	72.1	3,337,010	77.8	74.9	1,645,531	80.7	3,993,592	51.0
東京都	5,755,557	56.6	3,191,067	74.4	65.5	1,845,778	90.6	3,424,905	43.8
兵庫県	7,321,979	72.0	3,844,096	89.6	80.8	1,602,216	78.6	3,528,474	45.1
静岡県	7,170,198	70.5	4,074,842	95.0	82.7	1,625,602	79.8	3,591,370	45.9
滋賀県	5,956,404	58.5	2,864,425	66.8	62.7	1,609,915	79.0	3,229,219	41.3
茨城県	7,119,466	70.0	3,455,929	80.6	75.3	1,568,071	76.9	4,003,597	51.1
栃木県	6,726,195	66.1	3,480,272	81.2	73.6	1,541,812	75.6	4,115,845	52.6
広島県	7,470,806	73.4	3,160,562	73.7	73.6	1,610,154	79.0	3,496,048	44.7
長野県	5,675,829	55.8	3,284,630	76.6	66.2	1,641,529	80.5	3,295,565	42.1
富山県	5,931,248	58.3	3,103,012	72.4	65.3	1,661,069	81.5	3,425,085	43.8
三重県	6,045,222	59.4	3,445,159	80.3	69.9	1,587,752	77.9	3,298,394	42.1
山梨県	5,342,616	52.5	3,205,722	74.8	63.6	1,508,461	74.0	3,356,757	42.9
群馬県	6,325,610	62.2	3,283,213	76.6	69.4	1,537,406	75.4	3,340,740	42.7
岡山県	5,744,666	56.5	3,361,189	78.4	67.4	1,646,407	80.8	3,623,320	46.3
石川県	6,264,994	61.6	3,047,267	71.1	66.3	1,618,299	79.4	3,328,951	42.5
香川県	6,732,253	66.2	3,017,514	70.4	68.3	1,549,784	76.0	3,482,186	44.5
奈良県	6,139,608	60.4	2,735,049	63.8	62.1	1,502,281	73.7	3,246,222	41.5
宮城県	8,590,953	84.4	4,020,192	93.7	89.1	1,677,791	82.3	3,469,374	44.3
福岡県	7,146,450	70.2	3,417,749	79.7	75.0	1,660,135	81.5	3,705,989	47.3
山口県	5,475,841	53.8	3,006,635	70.1	62.0	1,480,519	72.6	3,251,095	41.5
岐阜県	5,648,618	55.5	3,182,370	74.2	64.9	1,508,661	74.0	3,143,037	40.2
福井県	5,379,771	52.9	2,802,990	65.4	59.1	1,569,231	77.0	3,471,527	44.4
和歌山県	4,938,474	48.5	3,106,879	72.4	60.5	1,525,101	74.8	3,070,137	39.2
北海道	6,627,475	65.1	3,140,704	73.2	69.2	1,641,571	80.5	3,259,318	41.6
新潟県	5,776,276	56.8	3,066,590	71.5	64.1	1,669,432	81.9	3,084,244	39.4
徳島県	5,108,247	50.2	2,916,326	68.0	59.1	1,486,987	73.0	3,173,221	40.5
福島県	5,248,660	51.6	3,139,485	73.2	62.4	1,478,616	72.5	3,032,092	38.7
大分県	5,591,865	55.0	2,799,424	65.3	60.1	1,457,514	71.5	3,074,624	39.3
山形県	6,312,230	62.0	3,449,006	80.4	71.2	1,493,776	73.3	3,342,120	42.7
愛媛県	5,503,601	54.1	2,936,511	68.5	61.3	1,410,592	69.2	3,182,559	40.7
島根県	4,834,373	47.5	3,034,425	70.8	59.1	1,659,021	81.4	3,180,512	40.6
鳥取県	5,122,681	50.4	3,089,175	72.0	61.2	1,569,105	77.0	3,284,075	42.0
熊本県	5,257,759	51.7	2,938,886	68.5	60.1	1,592,177	78.1	3,336,654	42.6
長崎県	5,159,414	50.7	2,805,884	65.4	58.1	1,642,782	80.6	3,086,647	39.4
高知県	5,988,079	58.9	2,904,982	67.7	63.3	1,426,974	70.0	3,000,387	38.3
岩手県	6,060,438	59.6	2,868,640	66.9	63.2	1,566,334	76.9	2,938,794	37.5
鹿児島県	5,480,233	53.9	2,591,996	60.4	57.2	1,520,782	74.6	2,994,855	38.3
佐賀県	4,700,196	46.2	3,104,029	72.4	59.3	1,583,190	77.7	3,095,157	39.5
青森県	6,663,521	65.5	3,174,349	74.0	69.8	1,488,819	73.0	2,865,609	36.6
秋田県	6,366,676	62.6	2,763,593	64.4	63.5	1,590,199	78.0	2,974,924	38.0
宮崎県	4,246,748	41.7	2,908,784	67.8	54.8	1,513,002	74.2	2,922,984	37.3
沖縄県	5,359,552	52.7	2,935,063	68.4	60.6	1,304,717	64.0	2,882,395	36.8

資料出所 ⑰総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」  
⑱総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」  
⑲総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

## 諸指標による都道府県の総合指数

東京	100.0
神奈川	87.1
大阪	84.1
愛知	82.8
埼玉	81.3
千葉	81.0
京都	79.6
兵庫	79.5
静岡	79.3
滋賀	78.3
茨城	78.2
栃木	77.9
広島	77.3
長野	76.8
富山	76.8
三重	76.7
山梨	76.5
群馬	76.1
岡山	76.1
石川	76.0
香川	75.8
奈良	75.5
宮城	75.4
福山	75.1
山岐	75.1
福和	74.6
北歌	74.2
新徳海	73.9
	73.0
	72.8
	72.6
福大	70.7
山形	70.3
愛媛	70.1
島根	70.0
鳥取	69.6
熊本	69.5
長崎	69.0
高知	68.5
岩手	68.4
鹿島	67.8
佐賀	67.7
青森	67.6
秋田	67.0
宮崎	66.8
沖縄	66.5
	63.1

## 各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都 道 府 県
A	<u>埼玉（現行B）</u> 、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、 <u>山梨（現行C）</u> 、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、 <u>徳島（現行D）</u> 、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄